

阿賀野市教育委員会告示第13号

阿賀野市就学援助要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年7月20日

阿賀野市教育委員会

教育長 神田 武司

阿賀野市就学援助要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市就学援助要綱（平成27年阿賀野市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

4	新入学児童生徒学用品費	入学の際に必要なランドセル、カバン等の購入費（就学予定者で2月認定者又は新1年生で4月認定者のいずれか）	小：54,060円 中：60,000円
---	-------------	--	------------------------

」

を

「

4	新入学児童生徒学用品費	入学の際に必要なランドセル、カバン等の購入費（就学予定者で2月認定者又は新1年生で4月認定者のいずれか）	小：54,060円 中：63,000円
---	-------------	--	------------------------

」

に、

「

13	学用教材費等	教育委員会が別に定める学年ごとに必要な基本教材費及びインフルエンザ予防接	小：小学1年 18,800円 ：小学2年 12,100円 ：小学3年 6,200円 ：小学4年 12,100円
----	--------	--------------------------------------	--

		種の費用相当分（市助成額を除く）	: 小学5年 6,200円 : 小学6年 6,200円 中 : 中学1年 9,800円 : 中学2年 4,100円 : 中学3年 4,100円
--	--	------------------	---

を

「

13	学用教材費	教育委員会が別に定める学年ごとに必要な基本教材費	小 : 小学1年 12,600円 : 小学2年 5,900円 : 小学4年 5,900円 中 : 中学1年 5,700円
----	-------	--------------------------	---

に改める。

第2号様式-1、第2号様式-2、第2号様式-3及び第2号様式-4中「60,000円」を「63,000円」に、「学年ごとに必要な基本教材費及びインフルエンザ予防接種の費用相当分」を「学年ごとに必要な基本教材費」に改める。

附 則

この告示は、令和5年7月20日から施行し、改正後の阿賀野市就学援助要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。